

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第
八条の八第一項の規定に基づく検証機関の登録
……(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第
八条の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事
項の変更……(同)……一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第
八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証
業務の休止……(同)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定(五件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定の一部解除(二件)……(同)……八

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……
……(生活文化局都民生活部管理法人課)……〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……二
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(二件)
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……三
- 平成二十八年度の経営規模等評価及び総合評定値

- 申請等の受付……(都市整備局市街地建築部建設業課)……四
- 開発行為に関する工事完了(二件)……(同)……五
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……五
- 都市計画事業の施行……(建設局河川部計画課)……五
- 河川整備計画の公表……(同)……六

告示

●東京都告示第八百三十五号
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第八条の八第一項の規定に基づき検証機関の登録をしたので、同条例第八条の二十二第一号の規定により、次のとおり告示する。
平成二十八年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 登録検証機関名称 株式会社マネジメントシステム 評価センター
- 二 代表者氏名 代表取締役 藤井 信二
- 三 登録検証機関所在地 港区芝浦四丁目四番四十四号 横河ビル
- 四 営業所名称 株式会社マネジメントシステム 評価センター 本社
- 五 営業所所在地 港区芝浦四丁目四番四十四号 横河ビル
- 六 登録年月日 平成二十七年十二月十八日
- 七 登録番号 六
- 八 登録区分 その他ガス削減量
- 一 登録検証機関名称 LLOYD'S REGISTRY QUALITY ASS

- 二 代表者氏名 日本における代表者 調 俊彦
- 三 登録検証機関所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号 クイーンズタワーA十階
- 四 営業所名称 L R Q A ジャパン 東京営業所
- 五 営業所所在地 中央区日本橋一丁目二番十号 東洋ビル五階
- 六 登録年月日 平成二十七年十月二十三日
- 七 登録番号 十二
- 八 登録区分 優良事業所基準(第一区分) 優良事業所基準(第二区分)

●東京都告示第八百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第八条の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。
平成二十八年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 登録番号 二
- 二 登録区分 特定ガス・基準量 都内外削減量
- 三 登録検証機関名称 ビューローベリタスジャパン 株式会社

<p>四 代表者氏名 代表取締役 佐々木 泰介 ビュローベリタスジャパン株式会社 神谷町事務所</p> <p>五 変更前の営業所名称 ビュローベリタスジャパン株式会社 新橋事務所</p> <p>六 変更後の営業所名称 株式会社 新橋事務所</p> <p>七 変更前の営業所所在地 港区麻布台一丁目七番二号</p> <p>八 変更後の営業所所在地 港区新橋五丁目二十番四号</p> <p>九 変更年月日 平成二十八年二月十五日</p>	<p>一 登録番号 十五</p> <p>二 登録区分 特定ガス・基準量 都内外削減量 優良事業所基準(第一区分) 優良事業所基準(第二区分)</p> <p>三 登録検証機関名称 SGSジャパン株式会社</p> <p>四 代表者氏名 代表取締役 鈴木 信治</p> <p>五 変更前の営業所名称 SGSジャパン株式会社 東京事務所</p> <p>六 変更後の営業所名称 SGSジャパン株式会社 神保町事務所</p> <p>七 変更前の営業所所在地 千代田区有楽町一丁目十番一号 有楽町ビル六階</p> <p>八 変更後の営業所所在地 千代田区神田錦町三丁目七番二号 東京堂錦町ビルディング八階</p> <p>九 変更年月日 平成二十八年三月一日</p>	<p>一 登録番号 三十二</p> <p>二 登録区分 特定ガス・基準量</p> <p>三 登録検証機関名称 PWCサステナビリティ合同会社</p>	<p>四 代表者氏名 代表社員 合名会社プライスウオーターハウススクーパー・ジャパン・パートナーシップ 職務執行者 三橋 優隆</p> <p>五 変更前の営業所名称 プライスウオーターハウススクーパーサステナビリティ株式会社</p> <p>六 変更後の営業所名称 PWCサステナビリティ合同会社</p> <p>七 営業所所在地 中央区銀座八丁目二十一番一号 住友不動産汐留浜離宮ビル</p> <p>八 変更年月日 平成二十七年十二月一日</p>
<p>●東京都告示第八百三十七号 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二十五号)第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、</p>	<p>一 登録番号 三十四</p> <p>二 登録区分 特定ガス・基準量</p> <p>三 登録検証機関名称 株式会社EQA国際認証センター</p> <p>四 代表者氏名 代表取締役 文 在昇</p> <p>五 営業所名称 株式会社EQA国際認証センター 東京事務所</p> <p>六 変更前の営業所所在地 新宿区大久保二丁目五番十九号</p> <p>七 変更後の営業所所在地 杉並区阿佐谷北六丁目十四番一号</p> <p>八 変更年月日 平成二十七年十二月十二日</p>	<p>一 登録番号 六</p> <p>二 登録区分 特定ガス・基準量 都内外削減量 その他ガス削減量 優良事業所基準(第一区分) 優良事業所基準(第二区分)</p> <p>三 登録検証機関名称 株式会社マネジメントシステム評価センター</p> <p>四 代表者氏名 代表取締役 藤井 信二</p> <p>五 休止する検証業務の範囲 (一) 営業所名称 株式会社マネジメントシステム評価センター 本社 (二) 営業所所在地 港区芝浦四丁目四番四十四号 横河ビル (三) 業務の範囲 その他ガス削減量に係る検証業務</p> <p>六 休止期間 平成二十八年二月八日から同年七月三十一日まで</p>	<p>同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。 平成二十八年四月十四日 東京都知事 舩 添 要 一</p>
<p>●東京都告示第八百三十八号 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 平成二十八年四月十四日</p>			

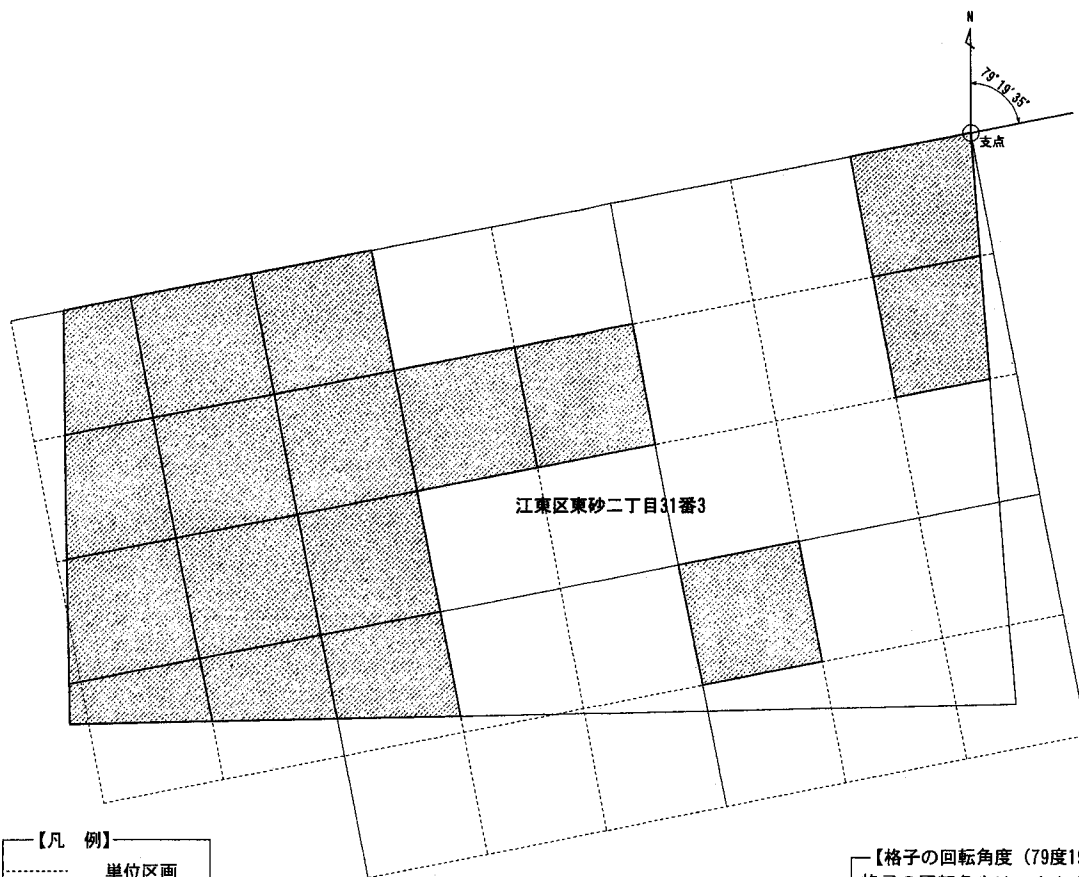
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区東砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



- 【凡 例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 - 形質変更時
要届出区域

【支 点】 支点は、江東区東砂二丁目31番3の最北端とする

【格子の回転角度 (79度19分35秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向並びに南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十九号

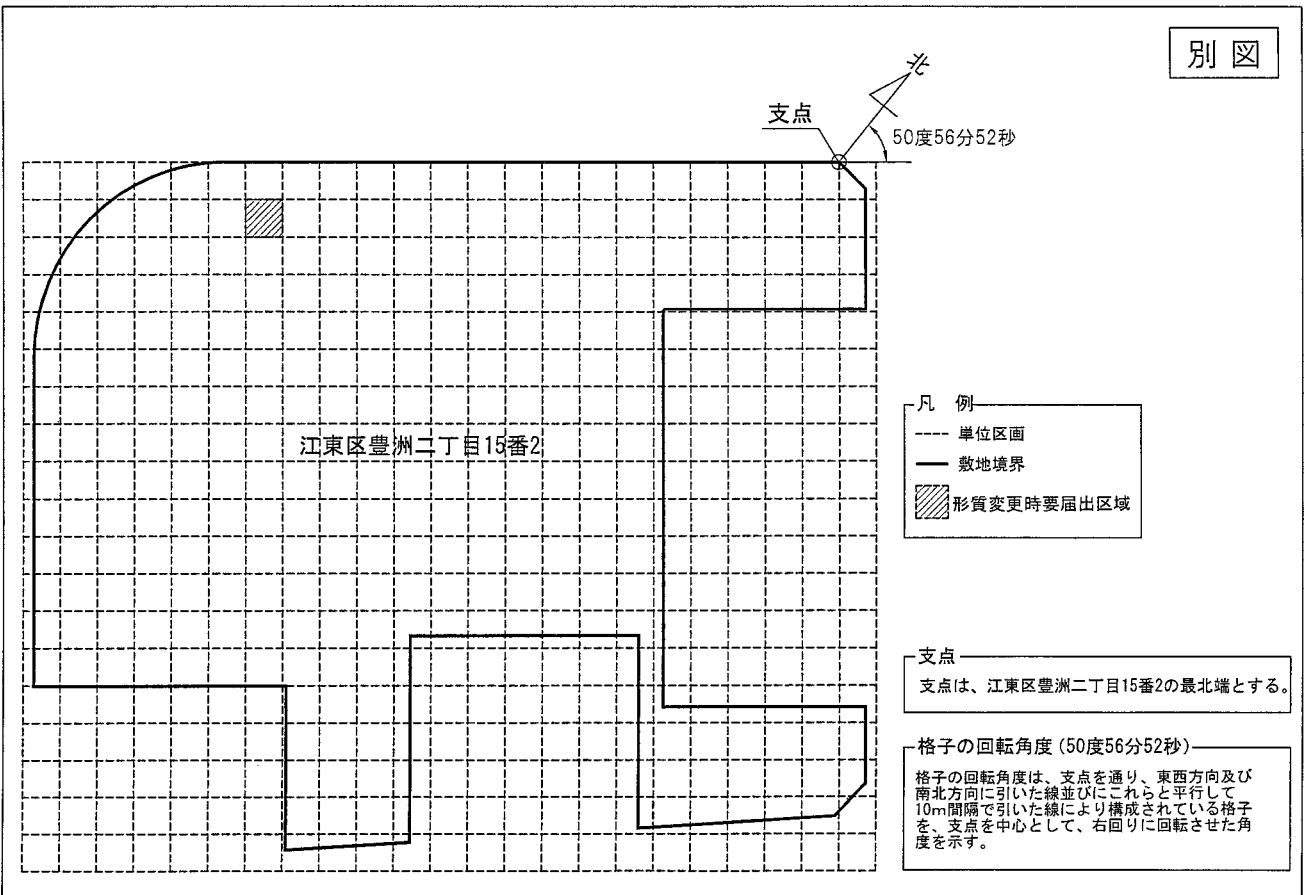
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第八百四十号

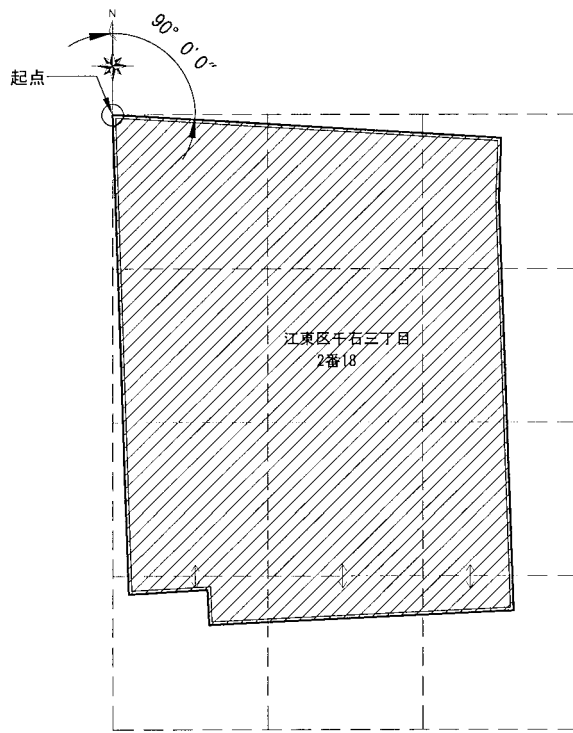
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区千石三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界

【起点】
 起点は、江東区千石三丁目2番18の最北端とする。

【格子の回転角度(90度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十一号

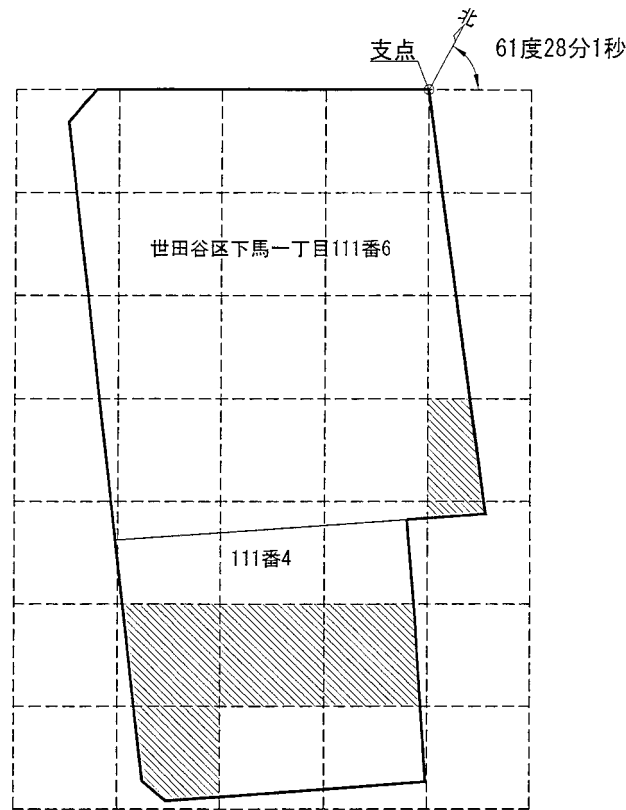
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区下馬一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 敷地境界線
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界線

〈支點〉

支點は、世田谷区下馬一丁目111番6の最北端とする。

〈格子の回転角度:61度28分1秒〉

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十二号

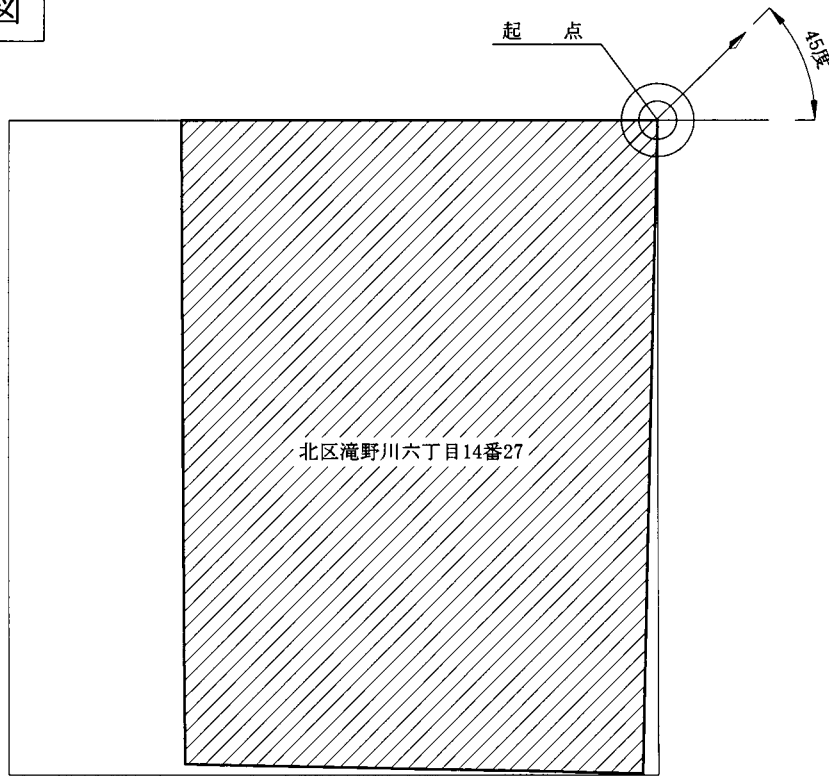
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（北区滝野川六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



【起 点】
起点は、北区滝野川六丁目14番27の最北端とする。

【格子の回転角度】 45度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】
- 調査対象地・筆境界
 - 単位区画
 - ▨ 要措置区域

●東京都告示第八百四十三号

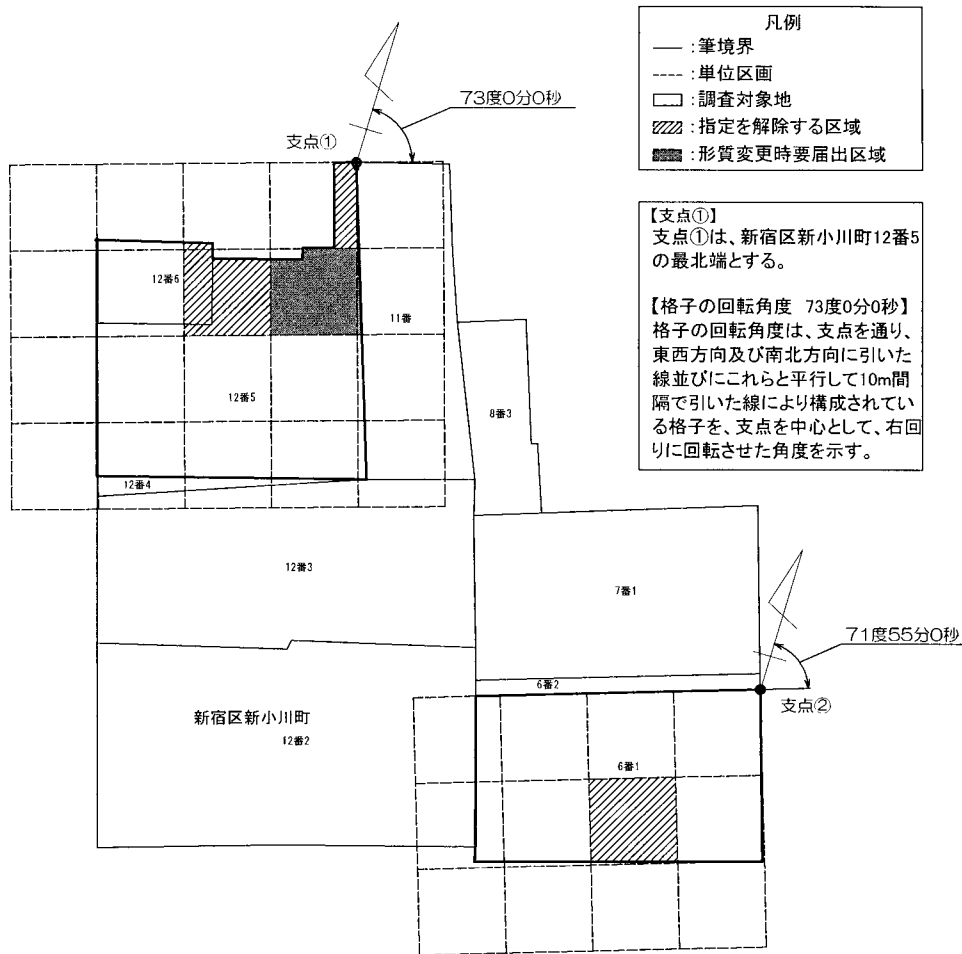
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千三百七
十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、
同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ
り、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区新小川町
地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
なかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例
 — : 筆境界
 - - - : 単区画
 □ : 調査対象地
 ▨ : 指定を解除する区域
 ▩ : 形質変更時要届出区域

【支点①】
 支点①は、新宿区新小川町12番5
 の最北端とする。

【格子の回転角度 73度0分0秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m間
 隔で引いた線により構成されてい
 る格子を、支点を中心として、右回
 りに回転させた角度を示す。

【支点②】
 支点②は、新宿区新小川町6番1
 の最北端とする。

【格子の回転角度 71度55分0秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並
 びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
 支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千二百八十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

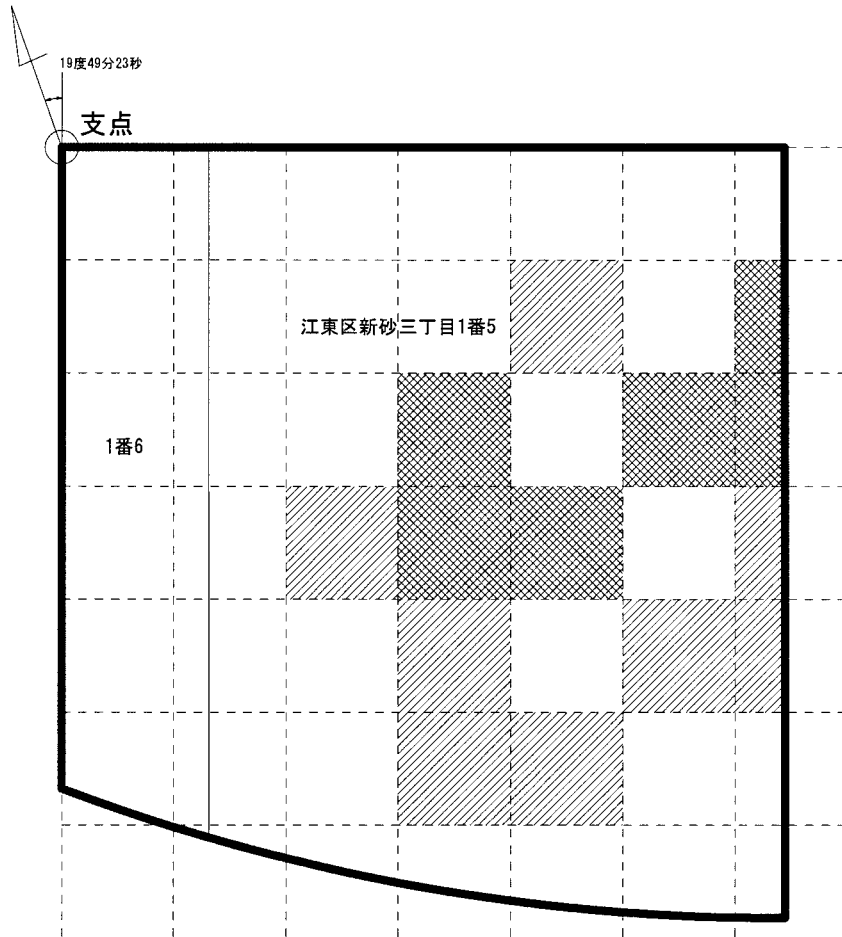
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▧ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、江東区新砂三丁目1番6の最北端とする。

【格子の回転角度（19度49分23秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人もう一つのプロジェクト
- 三 代表者の氏名
市川 真也
- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門五丁目十一番十五号 虎ノ門K Tビル二F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、数ある社会的問題を解決するために、分野の異なる要素を掛け合わせた、諸問題に取り組み易い仕組みを創出し、一人一人がその解決に向けて行動を起こす場を提供することで、環境の保全や、情報化の発展、経済活動の活性化をはじめとし

た社会全体の利益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人区画整理・再開発対策全国連絡会議
- 三 代表者の氏名
岩見 良太郎
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区矢来町百二十三番地 矢来ビル四F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く住民に対して、土地区画整理事業、市街地再開発事業、まちづくりにおける住民の暮らしと権利を守り住民主権のまちづくりをめざす活動の推進に関する事業を行うことによって、まちづくりに寄与することを目的とします。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人情報計算化学生物学会
- 三 代表者の氏名
小長谷 明彦
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西新宿七丁目二番六号 西新宿K1一ビル四二〇号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、化学と生物学の境界領域への計算機および情報学の応用に関する研究・教育を推進するための学術研究及び普及啓発活動を行い、我が国における学術文化の発展を通して、人類の生活水準の向上・繁栄に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きりんの会
- 三 代表者の氏名
田中 信子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都江東区南砂五丁目四番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者に対して、生活寮での生活支援事業、訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業や、外出援助事業、余暇生活の援助に関する事業を行い、障害者、高齢者が地域社会の中で自立した生活を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青少年自立援助センター

<p>三 代表者の氏名 工藤 定次</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都福生市大字福生字武蔵野二千三百五十一番地一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、不登校ないし引きこもり等を経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な集団生活、共同作業等の基礎訓練を行う場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに關する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年四月十四日</p> <p>申請のあった年月日 平成二十八年二月二十五日</p> <p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>特定非営利活動法人 J, One World</p> <p>三 代表者の氏名 M D A M I R U L H U D A</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区東池袋一丁目十三番十二号 共同ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、アジアを中心とした世界の恵まれない環境下で生活している人々を受益対象者として、教育・健康福祉・環境保全・経済・地域開発改善等に關する事業を行い、生活環境の向上と福祉増進及び経済発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>申請のあった年月日 平成二十八年二月二十五日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーションゆいまー</p> <p>三 代表者の氏名 與那城 節子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目三十六番地の二 I・Fビル二〇一号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、在宅療養者、家族、地域住民を対象として、適切な医療技術、介護技術の提供、多職種協働連携、情報提供を行うことで、療養者と家族が最期まで在宅で穏やかに過ごしていける環境を築くこと、安全安楽な在宅療養を推進するために必要な地域貢献とその発展を目</p>	<p>指していくことを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>申請のあった年月日 平成二十八年二月二十五日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 N P O 法人 You Me Nepal</p> <p>三 代表者の氏名 S h a r a d C h a n d r a R a i</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区高田二丁目八番三号 アドニス・パセーニア四〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ネパールの一般市民を対象として、教育の機会均等を促進し、農村部や女性にも質の高い教育を奉仕するとともに、日本とネパールの両国において、一般市民を対象に、文化交流や国際協力の機会を奉仕し、健全な社会発展の促進に寄与することを目的とします。（以上原文のまま掲載）</p> <p>申請のあった年月日 平成二十八年二月二十五日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サイエンスリンク</p> <p>三 代表者の氏名 佐野 雄図、小幡 哲士、吉崎 聡一、澤泉 圭佑</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区岡本三丁目四十一番十一号 世田谷岡本サンハイツ三〇六号</p>
--	---	--

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人に、科学技術について、学ぶことの楽しさや意義、また社会的 중요さを伝えることを目的とする。上記の目的のもと、体験型科学イベントの企画運営を行うことで、子どもたちに、より科学を身近に感じてもらうことを目指す。また、サイエンスコミュニケーション活動(子供たちや一般の市民へ科学を伝える活動)を行う団体同士、個人同士のつながりを構築し、サイエンスコミュニケーション活動の一層の活性化を目指す。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワールドメデイカルビューティー協会

三 代表者の氏名

遠山 正美

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号 新宿パークタワー1N三十階

五 定款に記載された目的

この法人は健康寿命を伸ばす「腸内環境を整える」という視点に立ち、関連する知識の研究、普及及び啓蒙に努め、腸内環境を整える講習及び講演を軸とする事業を行うことで、全ての人々の健康及び美容維持の増進を図り、かつ人々が自ら腸内環境を整える知識を習得することで、健康寿命の伸長及び心豊かな充実したライフスタイルを

構築できる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。
平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

神宫外苑地区地区計画

二 位置

変更する区域
新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前二丁目各区内

三 区域

別図のとおり

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに港区役所、新宿区役所及び渋谷区役所

五 縦覧期間

公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先

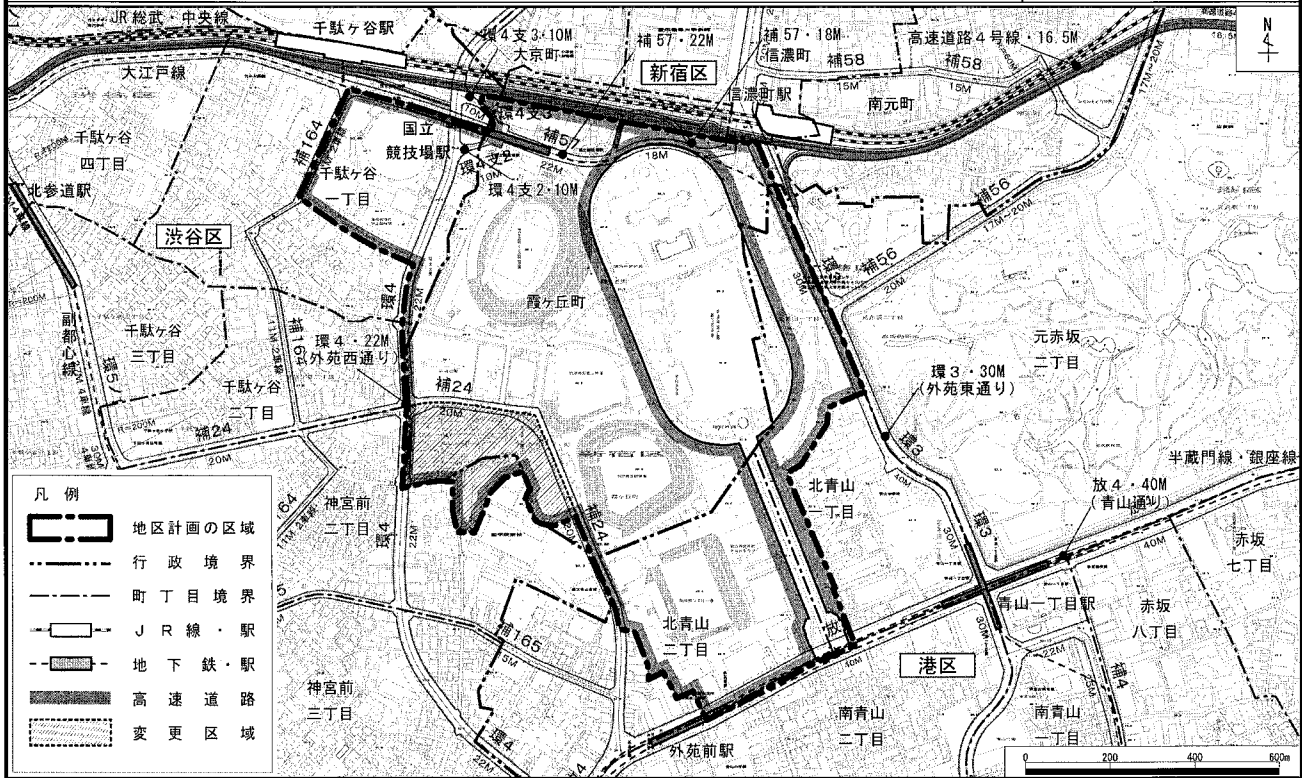
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画

区域図

[東京都決定]



再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の決定の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 北青山三丁目地区地区計画

二 位置 港区北青山三丁目地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部

五 縦覧期間 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所

六 意見書の提出先 公告の日の翌日から起算して二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

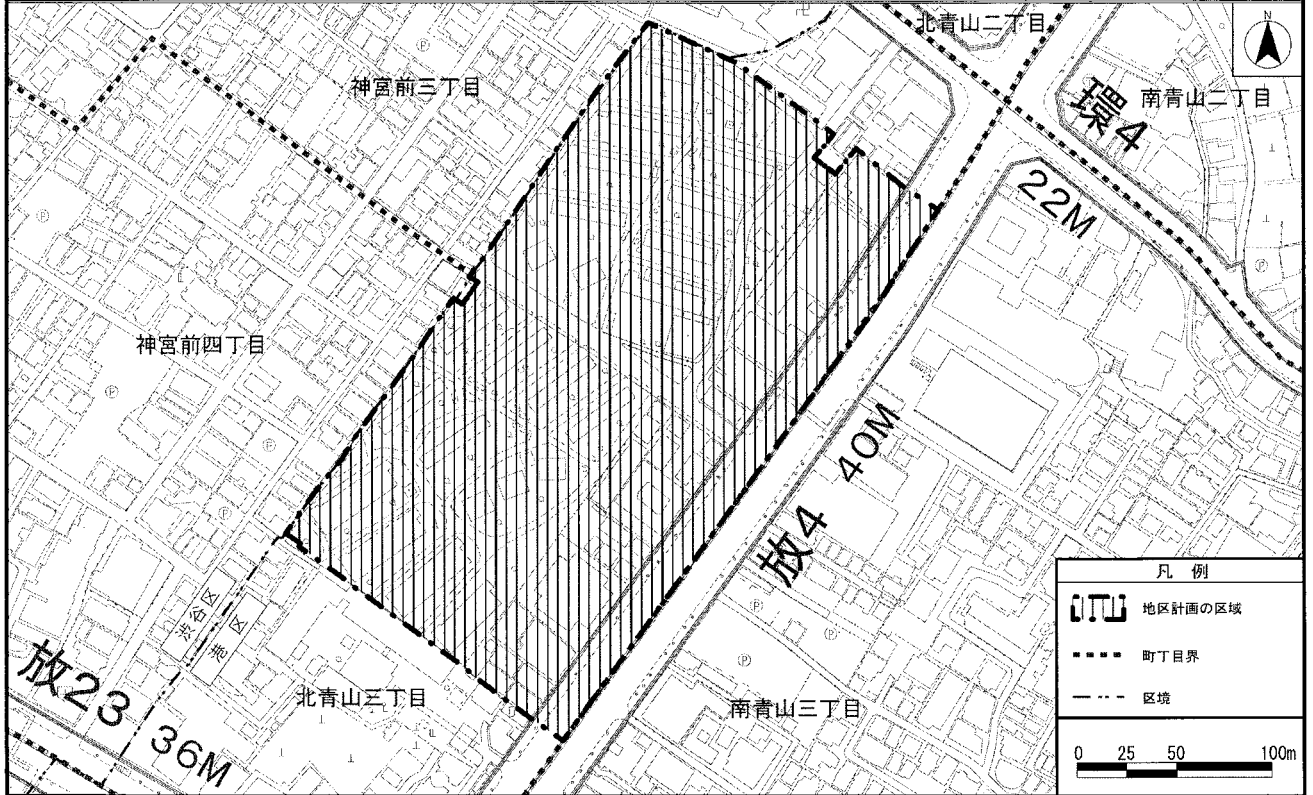
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
北青山三丁目地区地区計画

区域図

[東京都決定]



平成二十八年度の経営規模等評価及び総合評
定値の申請等の受付について

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までに行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等に関し必要な事項を次のように定めたので公告する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請時期及び方法

平成二十八年四月一日（金曜日）から平成二十九年三月三十一日（金曜日）までの期間内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日その他東京都が特に定める日を除く。）において申請者からの予約により決められた日時に申請書類を東京都都市整備局市街地建築部建設業課に提出する。

二 申請書類

(一) 申請書、請求書及び添付書類

ア 経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書（規則別記様式第二十五号の十一）

イ 経営規模等評価の申請説明書又は総合評定値の請求説明書（以下「説明書」という。）において提出を求める書類

(二) 提示書類

説明書において提示を求める書類

三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

(一) 手数料

ア 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千百円に
審査を受けようとする建設業一種類につき二千三百
円として計算した額を加算した額

イ 総合評定値の請求に係る手数料 四百円に審査を
受けようとする建設業一種類につき二百円として計
算した額を加算した額

(二) 納付方法

東京都都市整備局市街地建築部建設業課出納窓口で
現金により納付する。

四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知書又は総合評定値の通知
書は、申請書を受理してから原則として二十二日以内に
申請者宛て普通郵便にて発送する。

五 経営規模等評価及び総合評定値審査等会場

東京都都市整備局市街地建築部建設業課（東京都庁第
二本庁舎二十階北側）

六 この公告に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地建築部建設業課建設業指導担
当

新宿区西新宿二丁目八番一号
電話番号 ○三（五三八八）三三五八（直通）

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十八年四月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

羽村市神明台三丁目三十二番
青梅市野上町二丁目二百五
十番地八
六及び同番七

株式会社山一建設

代表取締役 山野井信夫

あきる野市山田字林際五百六
十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十八年四月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

立川市一番町四丁目六十八番
西東京市北原町三丁目二番
二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

武蔵村山市大南三丁目十番、
十一番一、同番二及び二十番
二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

国立市東四丁目八番八

新宿区西新宿二丁目四番一
号
ミサワホーム株式会社
代表取締役 竹中 宣雄

武蔵村山市大南二丁目百八番
四
立川市砂川町八丁目五十二
番地の六ヒラノブレイス三
〇一

株式会社マエダコーポレー
ション
代表取締役 前田 英彦

羽村市羽西三丁目七百九十
番一の一部、同番二及び千七
百九十二番一

青梅市野上町二丁目二百五
十番地八
株式会社山一建設
代表取締役 山野井信夫

日野市栄町四丁目二十四番十、
同番三十一、同番三十一地先
及び同番三十二

立川市高松町三丁目二十九
番十七号
三緯地所株式会社
代表取締役 鈴木 等

国立市北一丁目十四番十七の
一部、同番二十四の一部、同
番二十五、同番二十六、同番
二十七の一部、同番二十八か
ら同番三十まで、同番三十四
から同番三十六まで及び同番
四十並びに同番四十一から同
番四十三までの各一部、同番
七十九及び同番八十並びに中
一丁目一番三十七及び同番五
十三の各一部

八王子市旭町一番八号
東日本旅客鉄道株式会社
支配人 内田海基夫

青梅市梅郷五丁目千百三十八
番四、同番四地先、同番六か
ら同番八まで、千百三十九番
三から同番七まで、千百四十
番三及び同番四

青梅市梅郷五丁目千百四十
番地
榎戸 繁

都市計画河川事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり
- 二 施行者の名称
東京都
- 三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在
別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務所

東京都市計画河川事業第五号石神井川及び第六号神田川
練馬区高松二丁目、高松三丁目、貫井二丁目、貫井四丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目及び豊玉南三丁目並びに中野区丸山二丁目、野方五丁目及び野方六丁目地内

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第七項の規定において準用

する同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 河川整備計画及び対象とする河川の名称
 - (一) 荒川水系神田川流域河川整備計画
 - 一級河川神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日本橋川及び亀島川
 - (二) 荒川水系石神井川河川整備計画
 - 一級河川石神井川
- 二 河川整備計画を変更した日
平成二十八年三月十一日
- 三 河川整備計画の公表の方法
関係図書は、東京都建設局河川部及び該当する東京都建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
- (一) 荒川水系神田川流域河川整備計画
 - 東京都第一建設事務所、東京都第二建設事務所、東京都第三建設事務所、東京都第四建設事務所、東京都第六建設事務所、東京都北多摩南部建設事務所及び東京都江東治水事務所
- (二) 荒川水系石神井川河川整備計画
 - 東京都第四建設事務所、東京都第六建設事務所、東京都北多摩南部建設事務所及び東京都北多摩北部建設事務所

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 定価 一筒月 五〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

